



「町民税・県民税申告書」「確定申告書」は郵送でも提出できます

町税務課では、新型コロナウイルス感染防止対策を実施した上で、以下の日程で申告相談を行います。会場の混雑緩和のため、郵送等での申告書の提出にご協力ください。

所得税の還付申告：2月12日（金）から

所得税の確定申告、町民税・県民税申告：2月16日（火）から

申告期限：3月15日（月）

ご自宅で町民税・県民税申告書を作成される方へ

- ◇昨年町民税・県民税申告をされた方や、特に申告をお願いしたい方には、1月下旬に申告書の用紙をお送りします。届かなかった方で送付を希望される方は税務課町民税係までご連絡ください。
- ◇町民税・県民税申告書、手引きは1月下旬から庁舎2階の確定申告書コーナーにも用意いたします。
- ◇ご自宅で申告書にご記入いただき、**3月15日（月）までに**庁舎2階 税務課町民税係へお持ちいただくか、郵送によりご提出ください。（郵送料がかかります。）

ご自宅で確定申告書を作成される方へ

◆パソコン・スマホで作成する方

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成できます。提出方法は2種類です。

①申告書をプリントアウトして諏訪税務署へ郵送または持参する

②申告書をe-Tax（イータックス）で送信する

◇マイナンバーカード、ICカードリーダーライタを使って送信

◇ID・パスワードを使って送信

→マイナンバーカードの申請については3ページ、ID・パスワードの取得方法は6ページをご覧ください。

◆手書きで確定申告書を作成する方

確定申告書・手引き等を、1月下旬から庁舎2階の確定申告書コーナーに用意いたします。

作成した申告書は諏訪税務署へ郵送または持参してください。

事業所の皆様へのお願い

●給与支払報告書の提出について

下諏訪町にお住まいの従業員（アルバイトも含む）の方で令和2年中に給与の支払いのあった方について、給与支払報告書の提出をお願いします。

・提出期限 令和3年2月1日（月）厳守

・提出書類 ①総括表

②給与支払報告書（個人別明細書）

③普通徴収切替理由書（普通徴収とする方がいる場合のみ）

・提出先 庁舎2階 税務課町民税係

●原則としてすべての従業員の方の特別徴収をお願いします。

従業員の個人住民税は、所得税の源泉徴収義務のある事業者が、個人住民税の特別徴収義務者として毎月従業員に支払う給与から差し引き、従業員に代わって納入いただくことが原則となっています。

●以下の理由に該当する場合は、当面、例外として普通徴収とすることができます。

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書」を提出していただくとともに、給与支払報告書（個人別明細書）の「摘要欄」に該当理由の符号（普A～普F下図参照）を記入してください。

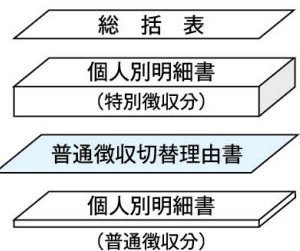
符号	普通徴収切替理由
普A	総受給者数が2人以下 (受給者総人員から、下記「普B」～「普F」に該当する受給者(他市町村分を含む)を差引いた人数)
普B	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
普C	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が93万円以下)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

○符号「普F」欄の休職者とは、休職により4月1日現在で給与の支払を受けていない場合に限りです。

○普通徴収切替理由書の提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

※eLTAXで給与支払報告書を提出する場合は「普通徴収欄」にチェックを入力した上で、該当する符号（普Aなど）を「摘要欄」に入力してください。「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。

↑この順番でまとめてご提出ください。



令和3年度から適用される主な税制改正

令和3年度『町民税・県民税』から適用される主な改正点をお知らせします。

1. 基礎控除・給与所得控除・公的年金等控除の見直し

給与所得控除・公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が同額の10万円引き上げられます。それに伴い、扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除等を適用できる合計所得が一律10万円引き上げられます。均等割・所得割の非課税限度額と、障害者、寡婦等に対する非課税措置の限度額も一律10万円引き上げとなります。詳しい内容は以下のとおりです。

所得の限度額等	改正前	改正後
扶養親族、同一生計配偶者の合計所得金額（扶養に入れる範囲）	38万円以下	48万円以下
配偶者の合計所得金額（配偶者特別控除を適用できる範囲）	123万円以下	133万円以下
障害者・ひとり親・寡婦・未成年者の方が非課税となる合計所得金額	125万円以下	135万円以下
均等割額が非課税となる合計所得金額（扶養親族のいない方）注	28万円以下	38万円以下
所得割額が非課税となる総所得金額等（扶養親族のいない方）注	35万円以下	45万円以下

注：扶養親族のいる方は別の計算式により計算されますが、扶養親族のいない方と同様に、改正前より一律10万円引き上げられます。

基礎控除の見直し

- 合計所得2,400万円以下の方の基礎控除を10万円引き上げ（改正前33万円→改正後43万円）
- 合計所得が2,400万円を超えると段階的に減額。2,500万円を超える方は基礎控除の適用外（0円）

給与所得控除（給与収入額から給与所得額を計算する際に差し引く金額）の見直し

- 給与所得控除を10万円引き下げ
- 控除額の上限が適用される給与等の収入額を1,000万円から850万円に、控除額の上限額を220万円から195万円に引き下げ
※ただし、給与収入850万円以上の方で、22歳以下の扶養親族がいる方、特別障害者に該当する方、特別障害者である扶養親族・同一生計配偶者のいる方は、負担が増えないよう措置されます。（所得金額調整控除：新設）

公的年金等控除（公的年金収入額から所得額を計算する際に差し引く金額）の見直し

- 公的年金等控除を10万円引き下げ
- 公的年金等の収入金額1,000万円以上の控除額に195.5万円の上限を設定
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円を超える場合には公的年金控除額を引き下げ
なお、給与所得と公的年金に係る雑所得の両方がある方については、両方の控除額の減額により負担が増えないよう、給与所得の金額から10万円を限度に控除されます。（所得金額調整控除：新設）

2. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

これまでの寡婦（寡夫）控除の要件が見直され、婚姻歴や性別にかかわらず適用できる「ひとり親控除」が新設されます。それに伴い、寡夫控除が廃止されます。

- ひとり親控除（新設）：生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有し、本人の合計所得が500万円以下の単身者が対象（控除額30万円）
- 寡婦控除（改正後）：ひとり親控除に該当する方以外の寡婦の方が対象（控除額26万円）
※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は、ひとり親控除・寡婦控除の対象外です。

3. チケット代金等払戻請求権の放棄による寄附金税額控除の特例【新型コロナ関連】

新型コロナウイルス感染症の影響により中止・延期・規模縮小された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻を受けないことを選択された場合は、その金額を寄附とみなし、寄附金の合計額で2,000円を超えた金額の10%を町民税・県民税の所得割から控除します。

- 文化庁・スポーツ庁が指定したイベントが対象となります。
- 主催者の発行する「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」を確定申告または町民税・県民税申告の際に提出してください。

4. 住宅ローン控除の適用要件の緩和【新型コロナ関連】

消費税率10%への引き上げに伴い実施されている住宅ローン控除期間の延長（10年→13年）について、令和2年12月31日までの入居が適用の要件となっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、入居の期限が**令和3年12月31日**まで延長されました。

※新築住宅の場合は令和2年9月30日まで、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合には令和2年11月30日までに契約している場合に限りです。

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線232・233）